

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付について必要な事項を定める。

1. 改正概要

- 本政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「改正法」という。）第57条の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）附則第9条の2第1項の規定により、令和8年3月31日までの間に限り地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に設けられる「デジタル基盤改革支援基金」について、同条第5項の規定に基づき、当該基金の廃止時に基金に残余があった場合における当該残余を国庫納付するための手続について定めるもの。
- 具体的には、国庫納付金の計算書に、最終事業年度（令和7年度）の年度末の貸借対照表及び損益計算書等を添付したものを、令和8年6月30日までに、主務大臣である内閣総理大臣及び総務大臣に提出し、最終事業年度の令和8年7月10日までに、国庫納付金を納付することとする。
- また、内閣総理大臣及び総務大臣が上記計算書等を受け取った際に、その写しを財務大臣に送付すること、上記国庫納付金は一般会計に帰属することを定めることとする。

2. 閣議決定日等

閣議決定日：令和3年7月30日（金）
公布日：令和3年8月4日（水）
施行日：令和3年9月1日（水）